

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 杉村 憲司 様 〒100-0013 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コ モンゲート西館36階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 P17115W001	発送日 (日.月.年) 04.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/045123	国際出願日 (日.月.年) 18.11.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018
国際特許分類 (IPC) B23K 26/067(2006.01)i; B23K 26/388(2014.01)i FI: B23K26/067; B23K26/388		
出願人 (氏名又は名称) デクセリアルズ株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 27.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 奥隅 隆 3P 4016 電話番号 03-3581-1101 内線 3363
--	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1:JP 2011-110560 A (フェトン株式会社) 09.06.2011(2011-06-09), [0035], [0075], 図1,13-15 (ファミリーなし)
- 文献2:JP 2012-256013 A (サムソン エレクトロメカニクス カンパニーリミテッド.) 27.12.2012(2012-12-27), [0031], 図2 & US 2012/0314197 A1, [0044], 図2 & KR 10-2012-0136206 A
- 文献3:WO 2016/084138 A1 (株式会社日立製作所) 02.06.2016(2016-06-02), [0044], 図7 (ファミリーなし)
- 文献4:JP 10-34365 A (セイコーエプソン株式会社) 10.02.1998(1998-02-10), 図1-2 (ファミリーなし)

●請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有しない。

文献1(段落0035,0075及び図1,13-15参照)には、レーザー光源11とマイクロレンズアレイ30(対物レンズ)とワーク調整手段40(移動機構)とを備えるレーザー加工装置10を用いて被加工物Wを加工するレーザー加工方法であって、前記レーザー光源11によって、レーザービームを出射する工程と、前記マイクロレンズアレイ30によって、複数のビーム焦点を被加工物W上に集光する工程と、前記ワーク調整手段40によって、前記複数のビーム焦点が前記被加工物W上にトレパニング軌跡を描くように、前記マイクロレンズアレイ30と前記被加工物Wを相対移動させる工程と、を含むレーザー加工方法が記載されている。

また、文献1の図14によれば、トレパニング軌跡の直径/レーザスポットの直径が100未満であることは明らかである。

文献1に記載された発明は、マイクロレンズアレイ30によって複数のビーム焦点を形成しており、空間光位相変調器によって複数のレーザスポットが形成されるようにレーザ光の位相を変調していない点で請求項1に係る発明と相違する。

しかし、例えば文献2(段落0031及び図2参照)、文献3(段落0044及び図7参照)に記載されているように、空間光位相変調器によって、対象物の加工面上において複数のレーザスポットが形成されるようにレーザ光の位相を変調し、マイクロレンズアレイによって、位相が変調されたレーザ光を加工面上に集光することは周知技術であり、文献1に記載された発明のマイクロレンズアレイの前に複数のビーム焦点を形成するための空間光位相変調器を適用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

●請求項2-4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有しない。

文献1に記載された発明は被加工物Wが配置されたワーク調整手段40を移動させることにより被加工物Wとマイクロレンズアレイ30とを相対移動させるものであるところ、両者を相対移動させるためにマイクロレンズアレイ30側を移動させること、また、ワーク調整手段40とマイクロレンズアレイ30の両方を移動させることは、技術の具体化に伴い当業者が適宜に設計変更し得た事項にすぎない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

- 請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有しない。

文献1の図15には貫通孔であるザグリ孔を加工することが記載されているところ、孔を貫通させるか否かは当業者が適宜に選択し得た事項にすぎない。

- 請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有しない。

請求項1についてした説明を参照されたい。